

令和3年 第9回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年8月25日 午後2時00分から午後3時07分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田隲 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第9回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 岡野 和紀 委員 林 真由美

11. 議決事項及び議事の要領

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請の1番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、上吉田の森谷にある計2筆です。地目は田で、地積は合計1,056㎡です。譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 坂戸地区 松永委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、農業経営に前向きに取り組む方です。申請地は、非常に水はけがよく収穫量も多いので、経営規模の拡大を図るため本申請に至りました。譲受人は農業に従事しており、譲り受ける農地を適切に耕作するとのことです。

以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 質疑等はございますか。

議 長 ないようですので、採決を行います。

農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第34号は許可相当と決定します。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請の1番から7番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、紺屋の大橋です。地目は畑で、地積は330㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する

ものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は、片柳の知中町です。地目は田で、地積は306㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路に面し容易に接続が可能で、かつ申請地から500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益施設が存在しているため、第3種農地と考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく住宅からの排水については下水本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は片柳の関ヶ谷戸です。地目は畑で、地積は2,992㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由はボーリング調査による一時転用で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではありません。なお、ボーリング調査後の復元計画が提出されており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は、新堀の橋場にある計2筆です。地目は畑で、地積は計388㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は、善能寺の西山です。地目は畑で、地積は305㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は北峰の中原にある計6筆です。地目は畑で、地積は計401.82㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は、厚川の川向東にある計3筆です。地目は畑で、地積は計740㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は敷地拡張による資材置場の建設です。契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原（昇）委員 2番、3番 坂戸地区 松永委員 4番、5番 入西地区 齊藤委員 6番 入西地区 根本委員 7番 大家地区 澤田委員

（申請地の写真をスクリーンに映して説明）

委員 1番案件の譲渡人は、相続により土地を引き継ぎましたが、現在入院中で耕作はできません。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく願います。

委員 2番案件の譲渡人は会社員ですが、農業に積極的に取り組んでおり、休日は農地に出て作業を行っています。

しかしながら、申請地周辺は市街化が進み、住宅地が広がっており、日照量の減少から耕作が難しくなったため、土地を手放すことにしました。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく願います。

- 委員 3 番案件の譲渡人は、農業を営んでいましたが、身体的な衰えを感じ、農地の規模縮小を考えていました。本申請の譲受人は、市内で老人ホームを運営する社会福祉法人ということで、地域の需要も鑑み、土地を手放すことにしました。
- 今回の申請は、施設建設前のボーリング調査にかかるもので、適切な復元計画が提出されているため、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
- 委員 4 番案件の譲渡人は、申請地の近くに住んでいますが、耕作はしていません。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
- 委員 5 番案件の農地は適正に管理されていますが、作付けは行っていない状況です。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
- 委員 6 番案件の譲渡人は耕作ができないため、農地を手放すことになりました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
- 委員 7 番案件の譲渡人は専業農家ですが、営農はしていません。譲受人は、建築用資材販売や産業廃棄物処分業を営む法人です。近年は再生砂利の需要が多く、ストックの保管場所を確保するため申請にいたりました。雨水排水については浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
- 議長 質疑等はございますか。
- 議長 ないようですので、採決を行います。
- 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 議長 全員一致と認めます。議案第 3 5 号は許可相当と決定します。
- 議案第 3 6 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議長 議案第 3 6 号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
- 事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】
- 8 月分の農用地利用権設定申出は新規のみで、3 件、5 筆、面積 4, 8 4 7 m²で、すべて一般分です。解約は一般分のみで、1 件、2 筆、1, 9 2 3 m²のため、

令和3年9月1日設定後の利用集積面積は、2,947,847.28㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。
農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり決定します。

議案第37号 農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について

議 長 議案37号 農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について審議します。

事務局より説明してください。

事務局 農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと規定されているため、市に対し、1. 遊休農地の発生防止及び解消について、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、3. 新規参入の促進について、4. その他の農業施策について意見書を提出するものです。

（詳細については、資料により説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。
議案37号 農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第37号は、原案のとおり決定します。
なお、市長への意見書の提出につきましては、次回農業委員会の開催前に行います。

報告第10号 専決処分の報告について

議 長 報告第10号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出5件、第5条の農地転用届出4件です。
内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。

委 員 「権利を取得した理由」欄に時効取得とありますが、どういう意味ですか。

事務局 取得時効による農地の取得は、所有の意思があり、平穏かつ平然と占有し、それが継続している場合で、占有の開始が善意・無過失の場合は１０年を経過した時、そうでない場合は２０年を経過した時に取得することができるものです。

次第４ その他

議 長 次第４ その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議 長 その他について、委員さんから何かありますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和３年第９回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和３年８月２５日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員